

令和八年六月

令和八年六月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目次

議案第二十五号	文京区印鑑条例の一部を改正する条例	5頁
議案第二十六号	文京区岩井文化財収蔵庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約	7頁

議案第二十五号

文京区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月二十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区印鑑条例の一部を改正する条例

文京区印鑑条例（昭和五十一年三月文京区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十八条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、規則で定めるところにより、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第二十二條第一項に規定する個人番号カード用利用者証明書電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二條の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第三十五條の二第一項に規定する移動端末設備利用者証明書電子証明書を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体を

いう。)が組み込まれたものに限る。)を利用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十六号

文京区岩井文化財收藏庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二十五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区岩井文化財收藏庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約

文京区岩井文化財收藏庫外壁及び屋上防水その他改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区岩井文化財收藏庫外壁及び屋上防水その他改修工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金二億九千四十万円
- 四 契約の相手方 千葉県南房総市久枝千二百四十四番地一リバージュニ〇二
東海建設株式会社
代表取締役 平田剛久

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和九年五月三十一日まで
- 二 支出科目等 令和八年度 一般会計 教育費 社会教育費
令和九年度 債務負担行為

